



禁複写

第5号様式(第7条関係)

一般廃棄物処理業許可証

許可番号第 10080 号

株式会社 パブリック
代表取締役 川崎 佳日出 様

新居浜市長 古川 拓哉



令和7年8月6日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可の年月日 令和7年 9月25日
許可の有効年月日 令和9年 9月24日

事務所及び事業場の所在地	新居浜市多喜浜二丁目11番46号
事務所及び事業場の名称	株式会社 パブリック 新居浜営業所
業の種類	収集運搬業
廃棄物の種類	ごみ
営業の区域	新居浜市内一円
積替え・保管の有無	無
許可の変更の状況	令和7年12月19日 車両変更 (抹消) 高松800さ78 (追加) 高松800わ172 令和8年01月30日 役員変更 (辞任) 代表取締役 三野 輝男 代表者変更 代表取締役 川崎 佳日出 車両変更 (抹消) 香川800さ9843 (追加) 愛媛830さ5045
条件	業務の実施に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、市の指令等を遵守すること。 使用車両は届出をしているものに限る。

一般廃棄物処理業(ごみの収集・運搬)の許可に関する指示事項

- 1 一般廃棄物処理業許可証で、産業廃棄物を取扱ってはならない。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条・第7条参照)
- 2 許可された廃棄物の種類以外の廃棄物を取扱ってはならない。
- 3 一般廃棄物処理業許可証を他人に転貸又は譲渡してはならない。
- 4 市の処理施設を使用して処分する場合は、必ず市が発行するごみ処理施設の使用許可を受け、搬入する際の注意事項を遵守しなければならない。
- 5 一般廃棄物処理業として使用できる車両は下記の車両とし、他の車両を使用してはならない。
- 6 許可の更新手続きは、許可期間の満了前30日までに申請すること。

禁複写

1	車名	いすゞ	形状	普通	最大積載量	2,000kg	登録抹消	登録	(4)
	登録番号	愛媛830さ5029	種別	塵芥車	車両重量	3,960kg	異動年月日	令和7年09月25日	
2	車名	いすゞ	形状	普通	最大積載量	3,000kg	登録抹消	登録	(5)
	登録番号	愛媛830さ5042	種別	塵芥車	車両重量	4,300kg	異動年月日	令和7年09月25日	
3	車名	日野	形状	普通	最大積載量	2,000kg	登録抹消	追加	(6)
	登録番号	高松800わ172	種別	塵芥車	車両重量	3,800kg	異動年月日	令和7年12月19日	
4	車名	いすゞ	形状	普通	最大積載量	3,000kg	登録抹消	追加	(7)
	登録番号	愛媛830さ5045	種別	塵芥車	車両重量	4,280kg	異動年月日	令和8年01月30日	